

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税・義)(国税 19)
		②: 上記以外の税目	(所得税: 外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 25 条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成 33 年3月 31 日までとする。	
		《関係条項》 租税特別措置法 第 14 条第 1 項、第 2 項第 2 号 第 47 条の 2 第 1 項、第 3 項第 2 号 第 68 条の 35 第 1 項、第 3 項第 2 号 租税特別措置法施行令 第 7 条第 4 項 第 29 条の 5 第 3 項	
5	担当部局	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年8月 分析対象期間:平成 27~32 年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度	税制創設 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 100m <sup>3</sup> 以上
		平成 11 年度 平成 13 年度	2 年延長 2 年延長 規模要件 貯水容量 100m <sup>3</sup> 以上→200m <sup>3</sup> 以上
		平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	償却率 1.2 割増→1 割増 2 年延長 特定都市河川流域における貯留利用施設の規模要件 貯水容量 200m <sup>3</sup> 以上→100m <sup>3</sup> 以上
		平成 17 年度	2 年延長 貯留利用施設 規模要件 貯水容量 200m <sup>3</sup> 以上→ 300m <sup>3</sup> 以上
		平成 19 年度 平成 21 年度 平成 23 年度	浸透施設 浸透性舗装規模要件 3,000 m <sup>2</sup> 以上を追加 2 年延長 2 年延長 2 年延長
		平成 25 年度 平成 27 年度	浸透性舗装規模要件 3,000 m <sup>2</sup> 以上→5,000 m <sup>2</sup> 以上 2 年延長 2 年延長
		平成 29 年度	対象区域 人口 30 万人以上の都市→下水道法第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域 対象施設 雨水貯留利用浸透施設 →雨水貯留利用施設 2 年延長

			対象施設から、構築物と併せて設置される機械及び装置を除外
8	適用又は延長期間		平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>本制度の政策目的は、雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。</p> <p>近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度（降雨強度 100mm/h 以上も多い）に雨が降ることが特徴であり、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくいいため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に被害が出ているところである。</p> <p>こうしたゲリラ豪雨被害に対して下水道は、雨水を迅速に流下させることのできる施設として効果的であり、各自治体においても下水道の整備を進めている。しかし、地下空間の利用が進んでいる地域において、下水道の追加的整備のための地下空間を確保することが困難である等、下水道の整備のみで浸水被害対策を行うことには限界がある。したがって、このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるには、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備と併せて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られていることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>このような取組を後押しするため、平成 27 年 5 月に下水道法を改正し、浸水被害対策区域制度を創設した。浸水被害対策区域は、都市機能が集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがあるにもかかわらず、土地利用の状況により、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域において、公共下水道管理者が条例で指定するものであり、当該区域内では、条例による各戸貯留の義務づけ等が可能となる。</p> <p>本税制は、浸水被害対策区域における雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図ることにより、各戸貯留の義務付け等の施策と一体として浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>また、本税制により整備促進が図られる雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。</p> <p>（平成 27 年 5 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 17 号）が施行された。）</p>

		<p>《政策目的の根拠》  第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）  第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要  第2節 重点目標と政策パッケージ  2. 重点目標2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する  政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減</p> <p>重点施策（水害対策）  ・人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進  ・近年、頻発する局地的な大雨等（いわゆるゲリラ豪雨）に対応するため、下水道による浸水対策を推進するとともに、施設の能力を上回る降雨に対しては、官民連携してハード対策、ソフト対策等を組み合わせた効率的かつ効果的な浸水対策を推進</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減  施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  平成27年9月に「第4次社会資本整備重点計画」が閣議決定されており、社会資本整備事業の実施に関する達成目標について、その進捗を示す指標を新たに設定したところである。近年の雨の降り方の変化に伴い、浸水被害のリスクは一層高まっているため、以下の指標を達成目標とすることとする。</p> <p>「過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」  （H26年度：約6.5万戸→H32年度：約4.4万戸）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  本税制が、民間による雨水貯留利用施設の設置の促進に対するインセンティブとなり、雨水流出量の抑制が実現されることにより、水災害の被害の防止、軽減に寄与するものである。</p>
10 有効性等	① 適用数	<p>平成27年度(実績) 0件  平成28年度(実績) 0件  平成29年度(実績) 0件  平成30年度(見込み) 0件  平成31年度(見込み) 0件  平成32年度(見込み) 1件</p> <p>本税制において対象となる区域は、平成27年度に改正された下水道法に規定する浸水被害対策区域であり、現在2地区で指定がされているところ。</p> <p>本制度については、制度創設後適用実績はないが、これは、区域の指定に時間を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。</p> <p>一方で、本制度については、雨水貯留利用施設を整備することのインセンティブとなるため有効な手段と考えており、今回の豪雨被害を踏まえ、本制度の適用を積極的に考えている都市も増え</p>

		<p>る見通しである。</p> <p>昨今の激甚化する豪雨災害も踏まえ、早期に浸水被害の解消が求められる浸水被害対策区域においては、効率的かつ効果的に浸水に対する安全度の向上を図るため、本税制による民間の雨水貯留利用施設の整備促進は必要不可欠である。</p>
	② 適用額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 28 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 29 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 30 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 31 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 32 年度(見込み) 3000 万円</p> <p>※算定根拠については、別添参照</p>
	③ 減収額	<p>平成 27 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 28 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 29 年度(実績) 0 万円</p> <p>平成 30 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 31 年度(見込み) 0 万円</p> <p>平成 32 年度(見込み) 2.4 万円</p> <p>※算定根拠については、別添参照</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成 27 年度以降、適用実績が無いため効果は発現していない。</p> <p>これは、区域の指定に時間を要するだけでなく、区域設定後、建物等の建設にも一定の時間を要し、竣工した施設がまだ存在しないことが要因である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>民間事業者等による雨水貯留利用施設の設置に対して、本税制によりインセンティブを付与することで、雨水貯留利用施設の設置が一層推進され、雨水の流出量が緩和・削減される。本税制の効果が無くなることで、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになり、上記の目標達成がより困難となる。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>上記政策目標の達成状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現する。</p> <p>都市部でのゲリラ豪雨頻発による浸水被害を着実に軽減していくためには、既成市街地における対策、官民が連携した対策をさらに促進していくことが必要であり、このためには、本税制は有効な手段である。なお、本税制は、割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。以上を踏まえると、本税制は効果と減収額を比較して十分に減収額を是認する効果があり、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>いわゆるゲリラ豪雨は、発生場所の予測が困難であり、かつ、短時間で、現在整備されている下水道の流下能力を大きく上回る大量の降雨をもたらす。そのため、下水道によるハード施設整備のみで対応することは困難であり、その被害軽減を図るためには民間による雨水貯留利用施設の設置を進め、官民が連携した浸水</p>

		<p>防止対策を進める必要がある。</p> <p>下水道法上の浸水被害対策区域内において、民間が設置する雨水貯留利用施設は、広く分散して存在し、当該地域における雨水の流出量を緩和・削減して治水安全度を向上させる効果があり、区域内の浸水被害の解消という政策目標を早期達成するために有効である。</p> <p>また、都市部では地下空間の利用が進み、公共が雨水貯留利用施設を自ら設置することは、技術面・コスト面で困難であるうえ、整備にも時間を要することになる。</p> <p>一方、民間が商業施設等を設置する際に、税制上の措置を受けて雨水貯留利用施設を設置する場合は、公共が直接整備する場合に比べ、大幅に公費負担が少ないにもかかわらず、浸水対策を効果的に実施することが可能となる。したがって、税によるインセンティブを付与することにより民間の雨水貯留利用施設の整備促進を図ることは、妥当な措置である。</p> <p>さらに、雨水の利用を推進することで、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制にも寄与する。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○特定地域都市浸水被害対策事業</p> <p>内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区で、民間事業者が建築物に貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う。</p> <p>(平成 29 年度 2.1 億円)</p> <p>上記予算上の措置等は、民間事業者と下水道管理者が一体的に施設の整備を行うことで、大規模施設等のスケールメリット等がはたらし、迅速な効果の発現が可能な場合において、民間事業者へ補助を行うものである。しかし、上記のような施設は数が限られているため、地区内で浸水対策の効果を発現するには、スケールメリット等がはたらしにくい小規模な個別ビル等も含めた裾野の広い取組も併せて実施することが必要であり、そのために本税制による支援措置を講ずる。</p> <p>なお、補助金等をもって建築し、又は設置される構築物については、本税制の適用対象から除外されている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月〈H28 国交 12〉

減収見込額等の算定根拠  
(雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長)

1. 適用件数・減収額の推計

① 適用件数の推計

平成 27 年の下水道法改正により創設された浸水被害対策区域は、ゲリラ豪雨等に対し民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域を、公共下水道管理者である地方公共団体が条例で指定するものである。

平成 30 年 7 月現在、合計 2 地区の指定がなされており、両地区では予算制度の「特定地域都市浸水被害対策事業」を通じて補助金による支援を実施している。

本税制の適用が今後見込まれる方の地区においては、 $300\text{m}^3$ 以上の雨水貯留利用施設の設置が可能な建築物を現在 1 件建設中である（平成 32 年に竣工予定）。なお、当該地区における、平成 32 年度までに竣工するその他の貯留利用施設は把握されていない。

② 減収見込額の推計

当該建築物では、 $980\text{m}^3$ の雨水貯留施設を整備しているとのことであった。

H31 の減収見込額は、適用件数が 0 件のため 0 万円

H32 の減収見込額は、貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

$$= \text{約 } 3000 \text{ 万円 } (980\text{m}^3 \times 3.3 \text{ 万円/m}^3) \times 0.0034 \times 0.232$$

$$= \text{約 } 2.4 \text{ 万円}$$

※ 貯留施設の整備費用は、過去のアンケートより  $3.3 \text{ 万円/m}^3$ を想定

※ 割増償却率は、 $0.034 \times 10\% = 0.0034$ （耐用年数 30 年、定額法）

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）  
別表第一 機械及び装置以外の耐用年数表 「構造物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）岸壁、栈橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう」に該当  
→「耐用年数 30 年」に該当

別表第八 定額法の償却率 「耐用年数（年）30 年」→「償却率 0.034」

※ 法人税率 23.2%（中小法人以外の普通法人、H30.4.1 以後開始事業年度）

2. 適用件数及び減収見込額まとめ

H31 年度	適用件数 0 件	減収見込額	0 万円
H32 年度	適用件数 1 件	減収見込額	約 2.4 万円